

改正案	現行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第一章 総則</p>	<p>第一章 同上</p>
<p>第一節 通則（第一条・第一条の二）</p>	<p>第一節 同上</p>
<p>第二節 期間及び期限（第一条の三 第一条の五）</p>	<p>第二節 同上</p>
<p>第二章の二 関税の確定、納付、徴収及び還付（第二条 第十一条）</p>	<p>第二章の二 同上</p>
<p>第二章 船舶及び航空機（第十二条 第二十三条）</p>	<p>第二章 同上</p>
<p>第三章 保税地域</p>	<p>第三章 同上</p>
<p>第一節 総則（第二十四条 第三十条）</p>	<p>第一節 同上</p>
<p>第二節 指定保税地域（第三十条の二 第三十四条の二）</p>	<p>第二節 同上</p>
<p>第三節 保税蔵置場（第三十五条 第四十四条）</p>	<p>第三節 同上</p>
<p>第四節 保税工場（第四十五条 第五十一条）</p>	<p>第四節 同上</p>
<p>第五節 保税展示場（第五十一条の二 第五十一条の八）</p>	<p>第五節 同上</p>
<p>第六節 総合保税地域（第五十一条の九 第五十一条の十五）</p>	<p>第六節 同上</p>
<p>第四章 運送（第五十二条 第五十七条）</p>	<p>第四章 同上</p>
<p>第五章 通関</p>	<p>第五章 通関（第五十八条 第六十八条）</p>
<p>第一節 総則（第五十八条 第五十九条の三）</p>	
<p>第二節 輸出申告の特例（第五十九条の四 第五十九条の十二）</p>	
<p>第三節 提出書類及び検査手続（第六十条 第六十二条）</p>	
<p>第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物</p>	
<p>第一款 輸出してはならない貨物（第六十二条の二 第六十二条の十）</p>	
<p>第二款 輸入してはならない貨物（第六十二条の十一 第六十二条の二十七）</p>	

第三款 専門委員（第六十二条の二十八）

第五節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等（第六十二条の二十九 第六十四条の二）

第六節 外国貨物の積戻し（第六十五条）

第七節 郵便物に関する特則（第六十六条 第六十八条）

第六章 収容及び留置（第六十九条 第八十一条）

第七章 関税等不服審査会（第八十二条）

第八章 雑則（第八十三条 第九十四条の二）

第九章 犯則事件の調査及び処分（第九十五条 第三百三条）

附則

第五章

第一節 総則

（輸出申告の手續）

第五十八条 （省 略）

（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）

第五十九条の三 （省 略）

第二節 輸出申告の特例

（特定輸出貨物の廃棄の届出等）

第五十九条の十二 （省 略）

第三節 提出書類及び検査手續

（指定地外検査の許可の申請）

第六十二条 （省 略）

第六章 同上

第七章 同上

第八章 同上

第九章 同上

附則

（輸出申告の手續）

第五十八条 同上

（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）

第五十九条の三 同上

（特定輸出貨物の廃棄の届出等）

第五十九条の十二 同上

（指定地外検査の許可の申請）

第六十二条 同上

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の二 税関長は、法第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。

()においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条及び第六十二条の十第一項において「疑義貨物」という。()に係る育成者権者及び当該疑義貨物を輸出しようとする者)以下この条において「輸出者」という。()に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の三第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る育成者権者又は輸出者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による育成者権者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 疑義貨物の品名

二 輸出者及び疑義貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物に係る育成者権の内容

四 認定手続を執る理由

五 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

六 法第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

七| その他参考となるべき事項

4| 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による輸出者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一| 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸出申告の年月日（疑義貨物が郵便物の場合にあつては、法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による通知がされた年月日）

二| 育成者権者の氏名又は名称及び住所

三| 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

四| 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

五| 法第六十九条の四第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸出者（法第四十条第一項（法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸出者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六| 前項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項

5| 法第六十九条の三第三項の規定による通知は、書面でなければならない。

（輸出してはならない貨物に係る申立て手続）

第六十二条の三 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一| 自己の育成者権の内容

二| 自己の育成者権を侵害すると認める貨物の品名

三 前号の貨物が自己の育成者権を侵害すると認める理由

四 法第六十九条の四第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）

五 その他参考となるべき事項

（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の四 法第六十九条の四第四項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行うとする者は、第六十二条の二第三項第五号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手続）

第六十二条の五 税関長は、法第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

（輸出してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続）

第六十二条の六 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした者で法第六十九条の六第一項又は第二項（輸出差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの（次条において「供託をすべき申立人」という。）は、当該供託（法第六十九条の六第三項の規定による有価証券の供託を含む。）をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、

その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等)

第六十二条の七 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項(輸出差止申立てに係る供託等)の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの(第一号及び第三項において単に「金融機関」という。)を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸出者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸出者に支払つものであること。

二 税関長の承認を受けて解除した時に契約の効力が消滅するものであること。

三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

2| 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項の契約を締結したとき(税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。)は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

3| 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。

4| 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一

項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸出者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続)

第六十二条の八 法第六十九条の六第六項(輸出差止申立てに係る供託等)に規定する権利(以下この条において単に「権利」という。)を有する輸出者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2| 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸出者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

3| 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要なあるときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

4| 前三項に規定するもののほか、権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

)
(輸出してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続

第六十二条の九 法第六十九条の六第八項第四号(輸出差止申立てに係る供託等)の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

2| 法第六十九条の六第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されて

いる供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けた旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求めの手続等)

第六十二条の十 税関長は、法第六十九条の七第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求め)の規定により農林水産大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、法第六十九条の七第二項の規定により意見を述べるため必要な場合には、同条第三項に規定する育成者権者、当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、必要な手続その他の事項は、農林水産省令で定める。

第二款 輸入してはならない貨物

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)(において、当該認定手続が執られた貨物)(以下この条、第六十二条の九第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十四第一項並びに第六十二条の二十五において「疑義貨物」という。)(に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九条の九第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の二十四第二項において同じ。)(及び当該疑義貨物を輸入しようとする者)(以下この条において「輸入者」という。

() に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2| 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の九第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項及び第四項第二号において「権利者」という。）又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3| 法第六十九条の九第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一| 疑義貨物の品名

二| 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所

三| 疑義貨物（法第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容

四| 疑義貨物（法第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示又は商品の形態（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。）
次条第一号において同じ。）の内容

五| 認定手続を執る理由

六| 疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

七| 法第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執ら

れるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八| その他参考となるべき事項

4| 法第六十九条の九第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一| 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日（疑義貨物が郵便物の場合にあつては、法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による通知がされた年月日）

二| 権利者の氏名又は名称及び住所

三| 疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

四| 疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

五| 法第六十九条の十第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（法第三十六条第二項、第四十条第一項（法第四十九条において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六| 前項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事項

5| 法第六十九条の九第三項の規定による通知は、書面でしなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続）

第六十二条の十二| 法第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立

て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（第三号及び第四号において「権利」という。）の内容（法第六十九条の八第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

二 商品等表示又は商品の形態の内容（法第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

三 自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名

四 前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由

五 法第六十九条の十第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）

六 その他参考となるべき事項

（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の十三 法第六十九条の十第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行うおととする者は、第六十二条の十一第三項第六号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手続）

第六十二条の十四 税関長は、法第六十九条の十一（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門

委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

（輸入してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続）

第六十二条の十五 法第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした者で法第六十九条の十二第一項又は第二項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの（次条において「供託をすべき申立人」という。）は、当該供託（法第六十九条の十二第三項の規定による有価証券の供託を含む。）をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）

第六十二条の十六 供託をすべき申立人は、法第六十九条の十二第五項（輸入差止申立てに係る供託等）の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの（第一号及び第三項において単に「金融機関」という。）を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の十二第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

二 税関長の承認を受けて解除した時に契約の効力が消滅するものであること。

三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

2 供託をすべき申立人は、法第六十九条の第二第五項の契約を締結したとき（税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。）は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の第二第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸入者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続）

第六十二条の十七 法第六十九条の第二第六項（輸入差止申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸入者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸入者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

3 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要なあるときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用

は、換価代金から控除する。

4| 前三項に規定するもののほか、権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

（輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続）

第六十二条の十八 法第六十九条の十二第八項第四号（輸入差止申立てに係る供託等）の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

2| 法第六十九条の十二第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

（見本の検査をすることの承認の申請手続等）

第六十二条の十九 法第六十九条の十三第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十二条の十一第三項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。

一 当該見本に係る疑義貨物について、第六十二条の十一第一項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由

二 当該見本の数量

三 当該見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法

四 当該見本の検査をする前又は検査をした後において前号に規定する場所と異なる場所に当該見本を保管する場合には、その場所及び当該保管の方法

五 当該見本を運送する場合には、当該運送の方法

六 その他参考となるべき事項

2| 税関長は、法第六十九条の十三第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見を述べることができる旨を通知するものとする。

3| 税関長は、法第六十九条の十三第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認しないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4| 税関長は、輸入者に対し、法第六十九条の十三第三項の規定による通知をする場合には、同項に規定する見本の検査をすることを承認する旨並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

5| 法第六十九条の十三第四項の規定により同項の申請者が負担すべき費用は、当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いに要する費用（見本を返還するために要する費用を含む。）とする。

（税関長の命令により供託した場合の手續等についての規定の準用）

第六十二条の二十 第六十二条の十五及び第六十二条の十六の規定は法第六十九条の十三第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第六十九条の十二第一項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の十七の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第六項に規定する権利の実行の手續について、第六十二条の十八第一項の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十二条の十八第二項の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第五号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の十五第一項並びに第六十二条の十六第一項、第二項及び第四項	申立人	申請者
第六十二条の十五第一項	法第六十九条の十二第三項	法第六十九条の十三第五項 において準用する法第六十九 条の十二第三項
第六十二条の十六第一項及び第二項	法第六十九条の十二第五項	法第六十九条の十三第五項 において準用する法第六十 九条の十二第五項
第六十二条の十八第一項	同条第五項	法第六十九条の十三第五項 において準用する法第六十 九条の十二第五項

(見本の検査への立会申請手続)

第六十二条の二十一 法第六十九条の十三第六項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の規定による申請をしようとする者は、第六十二条の十九第四項の規定により通知された当該見本の検査がされる日前に、その旨並びに立会人の氏名及び住所その他参考となるべき事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出を受けた税関長は、法第六十九条の十三第一項の申請をした者に対し、当該立会人の氏名その他参考となるべき事項

を通知するものとする。

（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續）

第六十二条の二十二 法第六十九条の第十四第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の第十四第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法的態様の様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法的態様の様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の第十四第一項に規定する通知日

二 法第六十九条の第十四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 意見照会請求をする旨及びその理由

四 その他参考となるべき事項

（輸入してはならない貨物に係る特許庁長官への意見の求めの手續）

第六十二条の二十三 税関長は、法第六十九条の第十四第二項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の第十四第一項に規定する特許権者等である場合、当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の第十四第一項に規定する輸入者である場合、当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 | 税関長は、法第六十九条の第十四第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認料する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3 | 税関長は、法第六十九条の第十四第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸入者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求めの手続等)

第六十二条の二十四 税関長は、法第六十九条の第十五第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣又は経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、農林水産

大臣又は経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2| 農林水産大臣又は経済産業大臣は、法第六十九条の第十五第二項の規定により意見を述べるため必要な場合には、同条第三項に規定する育成者権者若しくは不正競争差止請求権者、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、必要な手続その他の事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求めの手続)

第六十二条の二十五 税関長は、法第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求めの手続)

第六十二条の二十六 法第六十九条の第十七第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求め(第四号において「認定手続取りやめ請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

- 一 法第六十九条の第十七第二項の規定により通知を受けた法第六十九条の第十四第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)に規定する通知日

- 二 法第六十九条の第十四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

- 三 法第六十九条の第十四第六項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日

- 四 認定手続取りやめ請求をする旨
 五 その他参考となるべき事項

(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十二条の二十七 第六十二条の十五及び第六十二条の十六の規定は法第六十九条の十七第七項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求めをしようとする者で同条第三項の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の十七の規定は法第六十九条の十七第七項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の十八第一項の規定は法第六十九条の十七第九項第二号の承認を受けようとする者について、第六十二条の十八第二項の規定は法第六十九条の十七第九項第三号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定 第六十二条の十五第一項並びに第六十二条の十六第一項、第二項及び第四項	読み替えられる字句 申立人	読み替える字句 請求者
第六十二条の十五第二項	を輸入しようとする者	に係る法第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをした特許権者等(法第六十九条の十四第一項(輸入しては

			ならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)に規定する特許権者等をいう。次条及び第六十二条の十七において同じ。)
第六十二条の十六第一項及び第二項	法第六十九条の十二第五項	法第六十九条の十七第六項	
第六十二条の十六第一項第一号及び第四項	法第六十九条の十二第一項	法第六十九条の十七第三項	
第六十二条の十六第一項第一号及び第四項並びに第六十二条の十七第一項及び第二項	輸入者	特許権者等	
第六十二条の十六第三項	を輸入しようとする者	に係る法第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをした特許権者等	
第六十二条の十八第一項	同条第五項	法第六十九条の十七第六項	

第三款 専門委員

(専門委員)

第六十二条の二十八 税関長は、法第六十九条の五(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)、第六十九条の十一(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)又は第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員を委嘱するときは、期

間を定めて行うものとする。

第五節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等

(内国消費税の同時納付を要しない場合)

第六十二条の二十九 法第七十二条(関税等の納付と輸入の許可)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定又は同法第一条(趣旨)に規定する消費税法等の規定により内国消費税が免除される場合
- 二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する特例納税申告書に係る指定貨物が輸入される場合(法第七条の八第一項(担保の提供)の規定による担保が提供されていない場合及び前号又は第四号に該当する場合を除く。)
- 三 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第六条の二(保税地域に該当する製造場)の規定により同法の適用上酒類の製造場とみなされる保税地域から同法第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を引き取る場合
- 四 法第五十八条の二(保税作業による製品に係る納税申告等の特例)(法第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)(の規定の適用がある場合)
- 五 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十五条第一項(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告の特例)の承認を受けている者が同項に規定する原油等を引き取る場合

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第六十四条の二 (省 略)

第六節 外国貨物の積戻し

(外国貨物の積戻しの手続)

(内国消費税の同時納付を要しない場合)

第六十二条の二 法第七十二条(関税等の納付と輸入の許可)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 同 上
- 二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項(特例納税申告書の提出)に規定する特例納税申告書に係る指定貨物が輸入される場合(法第七条の八第一項(担保の提供)の規定による担保が提供されていない場合及び前号又は第四号に該当する場合を除く。)
- 三 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第六条の二(保税地域に該当する製造場)の規定により同法の適用上酒類の製造場とみなされる保税地域から同法第二条第一項(定義)に規定する酒類を引き取る場合
- 四 法第五十八条の二(保税作業による製品に係る納税申告等の特例)(法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)(の規定の適用がある場合)
- 五 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十五条第一項(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告の特例)の承認を受けている者が同項に規定する原油等を引き取る場合

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第六十四条の二 同 上

(外国貨物の積戻しの手続)

第六十五条 法第七十五条（外国貨物の積戻し）に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の第二項、第二項及び第四項、第六十条第一項及び第三項並びに第六十二条から第六十二条の十までの規定を準用する。この場合において、第六十二条の第二項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六條第二項、第四十条第一項」と、「含む。」とあるのは「含む。」、第六十二条の第二項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

第七節 郵便物に係る特則

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告に係る指定貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九條の十六（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の第二項（申告の特例）（承認及び指定に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の六（指定の申請）、第七条の七（指定の取消し等）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の

第六十五条 法第七十五条（外国貨物の積戻し）に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の第二項、第二項及び第四項、第六十条第一項及び第三項並びに第六十二条の規定を準用する。

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告に係る指定貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに定率法第二十一条の四の三（認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の第二項（申告の特例）（承認及び指定に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の六（指定の申請）、第七条の七（指定の取消し等）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の

規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）及び第六十一条の第二項（指定保税工場の簡易手続）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止め申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十一（輸入差止め申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定

ロ 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中異議申立てに係る規定
二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）及び第六十一条の第二項（指定保税工場の簡易手続）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定並びに法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定

ロ 定率法第二十一条の二（輸入禁制品に係る申立て手続等）（第四項を除く。）及び第二十一条の二の二（輸入差止め申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定

ハ 同上
二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の六、第七条の七、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の七、第六十七条の九、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十（第四項を除く。）及び第六十九条の十一を除く。）の規定

ロ 法第四十三条の三（外国貨物を置くことの承認）（法第六十二条において準用する場合を含む。）、規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定、法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定並びに法第九十八条（臨時開庁）の規定

ハ 法以外の関税に関する法令の規定中関税の賦課及び徴収並びに法第六章の規定による手続の際にされる処分に係る規定

2 税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号イ及びロに掲げる規定以外の規定に基づく権限で同項第二号に掲げる権限以外のもの（同項第一号の規定により同号に掲げる税関支署の長に委任されるものを含む。）の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関支署の長に委任し、又は同号の規定により当該税関支署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第十五条Ⅲ及び第二十三条Ⅱの規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第一条（b）に規定する標本をいう。）に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づき税関長の権限については、財務大臣が指定する税関支署の長を除き、委任されないものとする。

一 法第二章第二節（申告納税方式による関税の確定）の規定及び法第八条（賦

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の六、第七条の七、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の七及び第六十七条の九を除く。）の規定

ロ 同上

ハ 同上

2 税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号イからハまでに掲げる規定以外の規定に基づく権限で同項第二号に掲げる権限以外のもの（同項第一号の規定により同号に掲げる税関支署の長に委任されるものを含む。）の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関支署の長に委任し、又は同号の規定により当該税関支署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

3 同上

一 同上

課決定)の規定(法第六条の二第一項第二号イ(税額の確定の方式)に掲げる関税の賦課に関する部分に限る。)

二 法第四十三条の三(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定及び法第六十二条の十の規定

三 法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定(輸入貨物に係る部分に限る。)

4 税関長は、第一項第二号に掲げる税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は第二項の規定により税関官署の長に権限を委任し、若しくは委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。

5 第一項ただし書の規定により法第十一条の規定に基づく関税の徴収の権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。

二 同上

三 同上

4 同上

5 同上

別表第二(第一条関係)

北海道	空港名
北海道	新千歳
北海道	旭川
(省略)	(省略)

別表第二(第一条関係)

北海道	空港名
北海道	新千歳
同上	同上

改正案	現行
<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条關係）</p> <p>目次</p> <p>第二章 簡易稅率（第一条 第一条の三）</p> <p>第二章の二 課稅價格の計算（第一条の四 第一条の十二）</p> <p>第二章 變質、損傷等の場合の減稅又は戻し稅等（第二条 第三条の四）</p> <p>第三章 加工又は修繕のため輸出された貨物の減稅（第四条 第五条の三）</p> <p>第三章の二 生活關連物資の減稅又は免稅（第五条の四）</p> <p>第四章 製造用原料品の減稅又は免稅（第六条 第十二条）</p> <p>第五章 無条件免稅（第十三条 第十六条の七）</p> <p>第六章 特定用途免稅（第十七条 第二十六条）</p> <p>第七章 外交官用貨物等の免稅（第二十七条 第三十条）</p> <p>第八章 再輸出免稅（第三十一条 第三十九条）</p> <p>第九章 再輸出減稅（第四十条 第四十六条）</p> <p>第十章 輸出貨物の製造用原料品の減免稅又は戻し稅等（第四十七条 第五十四条の十二）</p> <p>第十章の二 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し稅（第五十四条の十三 第五十四条の十七）</p> <p>第十一章 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し稅等（第五十五条 第五十六条の四）</p> <p>第十二章 輕減稅率適用貨物の用途外使用の制限等（第五十七条 第六十一条）</p> <p>第十二章の二 關稅の輕減、免除等を受けた貨物の轉用（第六十一条の二）</p>	<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条關係）</p> <p>目次</p> <p>第一章 第二章の二 同上</p> <p>第十二章の三 輸入禁制品（第六十一条の三 第六十一条の十四）</p>

第十二章の三 輸入禁制品

（認定手続）

第六十一条の三 税関長は、法第二十一条第四項（輸入禁制品）の規定による認定手続においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十一条の九の二第一項第一号及び第二項、第六十一条の十一の二第一項並びに第六十一条の十一の三において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第二十一条第四項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十一条の十一の二第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第二十一条第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他同項の認定手続において使用する証拠を法第二十一条第八項の認定の基礎とする場合は、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項及び第四項第一号において「権利者」という。）又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第二十一条第四項及び第五項の規定による権利者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 疑義貨物の品名
- 二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所
- 三 疑義貨物（法第二十一条第九号に掲げる貨物に係る第一項の認定手続

に係るものに限る。()に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容

四 疑義貨物（法第二十一条第一項第十号に掲げる貨物に係る第一項の認定手続に係るものに限る。()に係る商品等表示又は商品の形態（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（第二条第一項第一号から第三号まで）（定義）に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容

五 認定手続を執る理由

六 疑義貨物が法第二十一条第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

七 法第二十一条の二第一項（輸入禁制品に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八 その他参考となるべき事項

4 | 法第二十一条第四項及び第五項の規定による輸入者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日（疑義貨物が郵便物の場合にあつては、関税法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による通知がされた年月日）

二 権利者の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物が法第二十一条第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

四 疑義貨物が法第二十一条第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物を没収して廃棄することがある旨

五 法第二十一条の二第一項の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（関税法

第三十六条第二項（保税地域についての規定の準用等）、第四十条第一項（貨物の取扱）（同法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）及び第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六 前項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事項

5 法第二十一条第六項の規定による通知は、書面でしなければならない。

（認定手続の申立て手続）

第六十一条の四 法第二十一条の二第一項（認定手続の申立て）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、これを税関長に提出しなければならない。

一 自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（第三号及び第四号において「権利」という。）の内容（法第二十一条第一項第九号（輸入禁制品）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限り。）

二 商品等表示又は商品の形態の内容（法第二十一条第一項第十号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

三 自己の権利又は営業上の利益（法第二十一条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名

四 前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由

五 法第二十一条の二第三項（申立ての受理等の通知）に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）

六 その他参考となるべき事項

(点検の機会の付与)

第六十一条の五 法第二十一条の二第四項(点検の機会の付与)の規定による点検を行おうとする者は、第六十一条の三第三項第五号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、これを税関長に提出しなければならない。

(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手續)

第六十一条の五の二 税関長は、法第二十一条の二(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付しなければならない。

(税関長の命令により供託した場合の手續)

第六十一条の六 法第二十一条の二第一項(認定手續の申立て)の規定による申立てをした者で法第二十一条の三第一項又は第二項(金銭の供託)の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの(次条において「供託をすべき申立人」という。)(は、当該供託(法第二十一条の三第三項(有価証券の供託)の規定による有価証券の供託を含む。)(をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

(供託に代わる契約の内容等)

第六十一条の七 供託をすべき申立人は、法第二十一条の三第五項(供託に代わる契約)の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他

の金融機関で税関長の承認を受けたもの（第一号及び第三項において単に「金融機関」という。）を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第二十一条の第三項（金銭の供託）に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

二 税関長の承認を受けて解除した時に契約の効力が消滅するものであること。

三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

2 供託をすべき申立人は、法第二十一条の三第五項の契約を締結したとき（税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。）は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、これを税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第二十一条の第三項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸入者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。

(権利の実行の手続)

第六十一条の八 法第二十一条の三第六項(供託された金銭等の還付)に規定する権利(以下この条において「権利」という。)を有する輸入者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸入者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

3 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要なあるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

4 前三項に規定するもののほか、権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

(供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)

第六十一条の九 法第二十一条の三第八項第四号(供託された金銭等の取戻しに係る承認)の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、これを税関長に提出しなければならない。

2 法第二十一条の三第八項第五号(供託された金銭等の取戻しに係る承認)の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、これを税関長に提出しなければならない。

(見本の検査をすることの承認の申請手続等)

第六十一条の九の二 法第二十一条の三の二第二項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、

第六十一条の三第三項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。

一 当該見本に係る疑義貨物について、第六十一条の三第一項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由

二 当該見本の数量

三 当該見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法

四 当該見本の検査をする前又は検査をした後において前号に規定する場所と異なる場所に当該見本を保管する場合には、その場所及び当該保管の方法

五 当該見本を運送する場合には、当該運送の方法

六 その他参考となるべき事項

2 税関長は、法第二十一条の三の二第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見を述べることができる旨を通知するものとする。

3 税関長は、法第二十一条の三の二第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認しないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 税関長は、輸入者に対し、法第二十一条の三の二第三項の規定による通知をする場合には、同項に規定する見本の検査をすることを承認する旨並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

5 法第二十一条の三の二第四項の規定により同項の申請者が負担すべき費用は、当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いに要する費用（見本を返還するために要する費用を含む。）とする。

（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）

第六十一条の九の三 第六十一条の六及び第六十一条の七の規定は法第二十一条の

三の二第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第二十一条の三第一項（申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十一条の八の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第六項に規定する権利の実行の手續について、第六十一条の九第一項の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十一条の九第二項の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第五号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一条の六第一項並びに第六十一条の七第一項、第二項及び第四項	申立人	申請者
第六十一条の六第一項	法第二十一条の三第三項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第三項
第六十一条の七第一項及び第二項	法第二十一条の三第五項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第五項
第六十一条の七第一項第一号及び第四項	法第二十一条の三第一項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第一項
第六十一条の九第一項	同条第五項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二

(見本の検査への立会申請手続)

第六十一条の九の四 法第二十一条の三の二第六項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の規定による申請をしようとする者は、第六十一条の九の二第四項の規定により通知された当該見本の検査がされる日前に、その旨並びに立会人の氏名及び住所その他参考となるべき事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出を受けた税関長は、法第二十一条の三の二第一項の申請をした者に対し、当該立会人の氏名その他参考となるべき事項を通知するものとする。

(意見を聴くことの手続)

第六十一条の十 法第二十一条の四第一項(意見を聴くことの手続)の規定による求め(以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第二十一条の四第一項に規定する特許権者等である場合にあっては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸入者である場合にあっては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 法第二十一条の四第一項に規定する通知日

二 法第二十一条の四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 意見照会請求をする旨及びその理由

四 その他参考となるべき事項

(特許庁長官に対する意見の求めの手續)

第六十一条の十一 税関長は、法第二十一条の四第二項(意見を聴くことの求め等)の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第二十一条の四第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第二十一条の四第一項に規定する輸入者である場合 当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2| 税関長は、法第二十一条の四第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3| 税関長は、法第二十一条の四第一項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸入者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

（農林水産大臣等に対する意見の求めの手續等）

第六十一条の十一の二 税関長は、法第二十一条の四の二第二項（育成者権を侵害する物品等に該当するか否かについての認定手續における農林水産大臣等に対する意見の求め）の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣又は経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣又は経済産業大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、法第二十一条の四の二第二項の規定により意見を述べるため必要な場合には、同条第三項に規定する育成者権者若しくは不正競争差止請求権者、当該認定手續に係る貨物を輸入しようとする者その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、必要な手續その他の事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

（認定手續における専門委員への意見の求めの手續）

第六十一条の十一の三 税関長は、法第二十一条の四の三（認定手續における専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付しなければならない。

（認定手續を取りやめることの求めの手續）

第六十一条の十二 法第二十一条の五第一項（認定手續を取りやめることの求め）の規定による求め（第四号において「認定手續取りやめ請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

- 一 法第二十一条の五第二項（通知日の通知）の規定により通知を受けた法第二十一条の四第一項（意見を聴くこと）の求め）に規定する通知日
- 二 法第二十一条の四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨
- 三 法第二十一条の四第六項（意見が述べられた旨の通知）の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日
- 四 認定手続取りやめ請求をする旨
- 五 その他参考となるべき事項

（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）

第六十一条の十三 第六十一条の六及び第六十一条の七の規定は法第二十一条の五第一項（認定手続を取りやめること）の求め）の規定による求めをしようとする者で同条第三項（金銭の供託）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十一条の八の規定は法第二十一条の五第七項（供託された金銭等の還付）に規定する権利の実行の手続について、第六十一条の九第一項の規定は法第二十一条の五第九項第二号（供託された金銭等の取戻しに係る承認）の承認を受けようとする者について、第六十一条の九第二項の規定は法第二十一条の五第九項第三号（供託された金銭等の取戻しに係る承認）の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六十一条の六第一項	次条	第六十一条の十三において準用する次条
	供託をすべき申立人	供託をすべき請求者
	法第二十一条の三第三項	法第二十一条の五第四項
第六十一条の六第二項	を輸入しようとする者	に係る法第二十一条の二第一項（認定手続の申立て）

第六十一条の七第一項、第二項及び第四項	第六十一条の七第一項、第二項及び第四項	供託をすべき申立人	供託をすべき請求者	の規定による申立てをした申立特許権者等（法第二十一条の四第一項（意見を聴くことの求め）に規定する申立特許権者等をいう。第六十一条の十三において準用する次条及び第六十一条の八において同じ。）
第六十一条の七第二項及び第二項	第六十一条の七第二項	法第二十一条の三第五項	法第二十一条の五第六項	
第六十一条の七第一項第一号及び第四項	第六十一条の七第一項第一号及び第四項並びに第六十一条の八第一項及び第二項	輸入者	申立特許権者等	
第六十一条の七第三項	第六十一条の七第三項	を輸入しようとする者	に係る法第二十一条の二第一項（認定手続の申立て）の規定による申立てをした申立特許権者等	
第六十一条の九第一項	同条第五項		同条第六項	

（専門委員）

第六十一条の十四 税関長は、法第二十一条の二の二（輸入差止申立てにおける専

<p>(外国とみなす地域の指定)</p> <p>第六十二条 法第二十一条(外国とみなす地域)の規定により外国とみなす地域は、 齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島とする。</p>	<p>門委員への意見の求め(又は法第二十一条の四の三)認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員を委嘱するときは、期間を定めて行うものとする。</p>
<p>(外国とみなす地域の指定)</p> <p>第六十二条 法第二十一条(外国とみなす地域)の規定により外国とみなす地域は、 齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島とする。</p>	<p>(外国とみなす地域の指定)</p> <p>第六十二条 法第二十三条(外国とみなす地域)の規定により外国とみなす地域は、 齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島とする。</p>

改正案

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第三条関係）

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

一	ダイヤモンド（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	貨物	地域
二	削除		
三	削除		
四	削除		
五	削除		
六	削除		
七	削除		
八	削除		
九	削除		
一〇	削除		
一一	削除		
一二	削除		
一三	削除		
一四	削除		
一五	削除		
一六	削除		
一七	削除		
一八	削除		
一九	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第一条第一項に規定する血液製剤		全地域

現行

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第三条関係）

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

一	同上	貨物	地域
二	同上		同上
三	同上		
四	同上		
五	同上		
六	同上		
七	同上		
八	同上		
九	同上		
一〇	同上		
一一	同上		
一二	同上		
一三	同上		
一四	同上		
一五	同上		
一六	同上		
一七	同上		
一八	同上		
一九	同上		同上

の二第一項に規定する農薬（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

1 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに該当するものとして同条第三項の規定に基づきその登録の申請を却下された農薬

2 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第六条の三第一項の規定に基づきその登録が取り消された農薬

3 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要がある場合において同法第九条第二項の規定に基づきその販売を禁止された農薬

(三) 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第三項に規定する特定毒物（一）に掲げるものを除く。）

(四) 薬事法（昭和三十五年法律第四百五十五号）第二条第一項に規定する医薬品又は同条第一項に規定する医薬部外品に該当する殺虫剤（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

1 薬事法第十四条第二項第三号口に該当するものとして同項の規定に基づきその承認が与えられなかつた医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤

2 薬事法第十四条第二項第三号ロに該当するものとして同法第七十四条の二第一項の規定に基づきその

四〇	三九	三八	三七	三六	
他の貨物	偽造、変造又は模造の通貨、郵便切手及び収入印紙	かすみ網	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（四三の項の中欄に掲げるものを除く。）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I又は附属書IIにかかげる種に属する動植物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、はく製、加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物（次の項及び四三の項の中欄に掲げるものを除き、通商産業大臣が告示で定めるものに限る。）	承認が取り消された医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤 (五) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第二号から第八号まで及び第一号に掲げる物（一）に掲げるものを除く。） (六) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二条第二項に規定する第一種特定化学物質（一）に掲げるものを除く。）
全地域	全地域	全地域	全地域	全地域	

四〇	三九	三八	三七	三六	
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	

四二	風俗を害するおそれがある書籍、 <u>図画、彫刻物</u> その他の貨物	全地域
四二	麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしから並びに覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第一条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料	全地域
四三	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物及び重要美術品（特別天然記念物及び天然記念物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	全地域
四四	仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは著作権を侵害すべき貨物又は原産地を誤認させるべき貨物であつて、経済産業大臣が指定するもの	全地域
四五	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の九第一項に規定する認定手続が執られた貨物（同法第六十九条の八第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同法第六十九条の九第五項の規定により同法第六十九条の八第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第六十九条の十二第十項又は第六十九条の十七第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）	全地域

四二	同上	同上
四二	同上	同上
四三	同上	同上
四四	同上	同上
四五	関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第八項の規定により同条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）	全地域

改正案	現行
<p>関税等不服審査会令（平成十二年政令第二百七十七号）（第四条関係）</p> <p>（分科会）</p> <p>第五条 審査会に、関税・知的財産分科会（以下「分科会」という。）を置く。</p> <p>2 分科会は、審査会の所掌事務のうち、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十一条第一号（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号））第十一条（特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号））第六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第三号に掲げる処分についての審査請求に関する事項を処理することをつかさどる。</p> <p>3 分科会に属すべき委員は、財務大臣が指名する。</p> <p>4 分科会に、分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。</p> <p>5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。</p> <p>6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>7 審査会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審査会の議決とすることができる。</p>	<p>関税等不服審査会令（平成十二年政令第二百七十七号）（第四条関係）</p> <p>（分科会）</p> <p>第五条 審査会に、関税分科会（以下「分科会」という。）を置く。</p> <p>2 分科会は、審査会の所掌事務のうち、関税（とん税及び特別とん税を含む。以下この項において同じ。）の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）についての審査請求に関する事項を処理することをつかさどる。</p> <p>3 同上</p> <p>4 同上</p> <p>5 同上</p> <p>6 同上</p> <p>7 同上</p>

改正案	現行
<p>弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第五条関係）</p> <p>（認定手続に関する税関長に対する手続）</p> <p>第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手続は、次に掲げる手続（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の九第一項に規定する特許権者等が行うものに限る。）とする。</p> <p>一 関税法第六十九条の九第一項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領</p> <p>二 関税法第六十九条の十四第一項の規定による意見を聴くことの求め</p> <p>三 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十二条の十一第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述</p> <p>四 関税法施行令第六十二条の十一第一項の規定による意見の陳述</p> <p>五 関税法施行令第六十二条の二十三第三項の規定による意見の陳述</p>	<p>弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第五条関係）</p> <p>（認定手続に関する税関長に対する手続）</p> <p>第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手続は、次に掲げる手続（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条第四項に規定する特許権者等が行うものに限る。）とする。</p> <p>一 関税定率法第二十一条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定による通知の受領</p> <p>二 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）第六十一条の三第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述</p> <p>三 関税定率法施行令第六十一条の三第二項の規定による意見の陳述</p>

改正案

現行

<p>保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（附則第二条関係）</p> <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十二年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租</p>	<p>保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（附則第二条関係）</p> <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十二年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）</p>
---	--

税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号八、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の十六第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の

（）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号八、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の

所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百三十条第五項及び第五百九十九条第七項、準備預金制度に関する法律第一条第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百七十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第二号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第一条第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公

制限に関する法律施行令第六号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百三十条第五項及び第五百九十九条第七項、準備預金制度に関する法律第一条第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百七十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が

務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。